

牧之原市さがら子生れ温泉会館

指定管理者 募集要項

令和 7 年 4 月

牧之原市

目 次

1	指定管理者制度の趣旨	1
2	募集の概要	1
3	施設の設置目的及び管理運営方針	2
4	指定管理者が行う業務の範囲	3
5	管理運営経費	5
6	地域物産販売所	5
7	健康増進及び福祉向上に関する事業	5
8	地域（市民）への貢献	5
9	指定管理者と牧之原市の責任分担	6
10	実地調査及び指示	7
11	事業の継続が困難となった場合の措置	7
12	申請資格要件	7
13	複数団体での共同申請	8
14	応募等のスケジュール	8
15	申請にかかる提出書類	9
16	応募に際しての留意事項	10
17	指定管理者の候補者の選定	11
18	指定管理者の指定	11
19	指定管理者の選定及び指定の取消し	12
20	指定管理業務に係る協定の締結	12
21	その他の事項	12

参考資料

資料 1 牧之原市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

資料 2 牧之原市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

資料 3 牧之原市さがら子生れ温泉会館条例

1 指定管理者制度の趣旨

牧之原市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び牧之原市さがら子生れ温泉会館条例（平成 17 年牧之原市条例第 127 号）第 4 条の規定により、牧之原市さがら子生れ温泉会館（以下「さがら子生れ温泉」という。）の設置目的に沿った効果的な運営を図るため、この要項の定めるところにより指定管理者の募集を行います。

2 募集の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間
ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。 |
| (2) 施設の概要 | |
| ア 名称 | 牧之原市さがら子生れ温泉会館 |
| イ 所在地 | 牧之原市西萩間 672 番地 1 |
| ウ 施設規模 | 構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造、平屋建て
延床面積：1,412.56 m ²
敷地面積：9,407.13 m ²
(うち、1,963 m ² は地権者と指定管理者で賃貸借契約あり) |
| エ 施設内容 | 館内設備
浴室エリア
内 風 呂（温泉浴槽、源泉浴槽、変わり湯、水風呂）、
露天風呂（温泉浴槽）、サウナ、脱衣室、トイレ、
家族風呂（浴室、脱衣室、トイレ）
休憩エリア
休憩室（和室 70 畳）、食事処（60 席）、
個室休憩室 2 か所（和室 8 畳）
その他のエリア
カウンター、事務室、厨房、玄関ホール、下足コーナ
ー、風除室、多目的トイレ、男女トイレ、機械室、産
品コーナー他
館外設備
源泉施設、駐車場（未舗装部 653.88 m ² ）、ふれあい広
場、地域物産販売所 |
| (3) 開館時間 | 午前 10 時から午後 10 時まで（現在は午後 9 時まで） |
| (4) 休館日 | 毎月第 2 火曜日
※指定管理者は、市長の承認を得て開館時間及び休館日を変
更することができます。 |
| (5) 利用料金 | 入 館 料 利用者の利便性及び継続的経営を考慮し
て御提案ください。平日と土日祝、市内
在住者と市外在住者など、料金形態を分
ける場合は収支計画書へ明記してくだ
さい。料金上限は大人 1,000 円、小人 500
円（消費税を含む）とします。
その他の料金 市長の承認を得て、指定管理者が定める
ものとします。 |
| (6) 入館者実績 | 別紙により、御確認ください。 |

(7) 温泉の温度と湧出量

ア 名称	相良温泉
イ 温度	32.7℃
ウ 湧出量	67 リットル／分

3 施設の設置目的及び管理運営方針

(1) 施設の設置目的

さがら子生れ温泉は、市の公の施設として市民全般の利用を主体とした健康増進、福祉の向上及び市外からの観光交流人口の増加を狙いとしており、基本コンセプトは『健康と交流』としています。また、市民に対して、より開かれた身近な施設として利用され、地域の振興に寄与することを目的としています。

(2) 運営基本方針

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを利用者に提供するとともに、利用者が世代を超えて交流できる地域に根ざした施設として、住民の健康増進と福祉の向上に加え、観光施設として交流人口の増加を図ることを目指します。令和5年度の年間入館者数は19万7千人でした。過去の入館者実績の傾向から段階的な増加を見込み、指定管理終了時の令和10年度末には年間入館者数の目標を21万人としております。

(3) 維持管理方針

施設や設備は、その機能と特性を十分に把握した上で全ての施設を清潔に保ち、かつ、その機能を正常に保持するとともに、次年度の運営を視野に入れて、適正な維持管理と必要な保守点検を行う。

(4) 開館期間中の運営方針

- ① 市民に親しまれ、利用しやすい施設運営を行う。
- ② 地域に密着したサービスや地域の活性化を図る。
- ③ 世代を超えて交流できる場の創出を積極的に行う。
- ④ 新たな集客を見込んだサービスや企画を行う。
- ⑤ 要望・苦情等に対する早急な対応や改善を行う。
- ⑥ 適正な入館料で安定した運営を行う。
- ⑦ 施設管理のコスト削減を行う。

(5) 法令等の遵守

さがら子生れ温泉の管理運営については、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。また、指定期間中に法令改正があった場合は、改正された内容とする。

なお、指定管理者として施設を管理する場合は、危機管理に関するマニュアル、個人情報取り扱いに関するマニュアル等を整備する必要があります。

- ・ 地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
- ・ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ・ 牧之原市個人情報保護条例及び同施行規則
- ・ 牧之原市さがら子生れ温泉会館条例
- ・ 温泉法、温泉法施行令ほか温泉関係法規
- ・ 公衆浴場法ほか公衆浴場関係法規
- ・ 食品衛生法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 消防法、消防法施行細則
- ・ その他関係法令、条例、規則及び要綱等

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 利用の許可に関すること

さがら子生れ温泉会館の利用の許可に関する業務。

(2) 利用料金の徴収に関すること

さがら子生れ温泉会館の利用料金の徴収に関する業務。

(3) 職員の配置に関すること

- ① 支配人等の施設の管理者を1名配置してください。
- ② 職員の配置については、施設管理、営業、フロントなど施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものとしてください。
- ③ 職員の勤務形態は、施設の管理運営に支障がないように定めてください。
- ④ 施設の管理運営に必要な人員及び資格者等（食品衛生管理者、危険物取扱者、防火管理者等）を設置してください。
- ⑤ 職員に対して、施設の管理運営、サービスの向上に必要な研修を実施してください。
- ⑥ 地元雇用の創出に努めてください。

(4) 管理運営の経理に関すること

さがら子生れ温泉会館の管理運営に係る経理に関する業務。さがら子生れ温泉会館は、市の施設であるため、一般のテナント貸付とは異なり施設運営に関する全ての年間収支について報告してください。

会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

(5) 施設、設備及び備品の維持管理に関すること

施設の清掃、保守点検、水質検査及び施設、設備並びに備品の修繕等その他維持管理に必要な業務及び各種維持管理に必要な支払業務。

(6) 源泉の適正管理、適正使用に関すること

源泉の継続的、安定的使用を図るため、揚湯設備の管理とともに、揚湯量の適正管理を行ってください。

(7) 管理運営の委託に関すること

さがら子生れ温泉会館の管理運営については、他の者へ一括委託することを禁じます。また、一部委託を行う場合は、委託業務の種類及び選定方法等をあらかじめ報告し、市と協議のうえ委託できるものとします。

(8) 修繕費積立金に関すること

修繕費積立金として、毎月末日締切の上、翌々月15日までに市指定の口座に振込んでいただきます。この金額について、毎月の総売上や純利益などを算定根拠として、一定率を乗じた額を御提示ください。また、累進性など、率が変動する提案も可能です。

(9) 施設及び設備の修繕及び主体構造部等に係る改修等に関すること

この金額について、50万円以上の金額で御提示ください。提示された金額以下の修繕が、次期指定管理者の負担となります。

(10) 事業報告の提出に関すること

- ① 毎月の管理の業務及び経理の状況を記載した「管理業務報告書」を翌月 20 日までに提出してください。
 - ア 入館者数（料金区分、利用日による明細を含む）
 - イ 収入額（料金区分、自主事業等の区分による明細及び修繕積立金の額を確認できる明細を含む）
 - ウ 維持積立金額
 - エ 浴槽等水質検査結果
 - オ その他市長が必要と認める事項
- ② 施設及び設備の維持管理状況を把握するため、日報を作成する。日報に記載すべき事項については市と協議する。日報は、管理業務報告書に添付し、報告してください。
- ③ 毎年度終了後 40 日以内に、さがら子生れ温泉の運営管理にかかる当該年度の事業収支報告書を提出してください。
 - ア 入館者数（料金区分、利用月による明細を含む）
 - イ 収入額（料金区分、自主事業等の区分による明細を含む）
 - ウ 維持積立金額
 - エ 年間収支報告書
 - オ 自主事業実績報告書
 - カ その他市長が必要と認める事項
- ④ その他必要に応じて、市から利用状況等についての報告書の提出を求めることがあります。

(11) 文書の管理及び保存

指定管理業務を行うに当たり作成し、又は受領した文書等は、適正に管理・保存することとします。また、指定管理期間終了時に、牧之原市の指示により引き渡していただく場合があります。

(12) 災害等発生時の対応業務

- ① 開館時においては、利用者の避難誘導等の安全確保を最優先すること。
- ② 開館時、閉館時を問わず、施設の損壊等の被害を最小限に抑えること。
- ※ 災害等発生時においては、公共施設として使用を制限する場合があります。また、緊急に開錠を依頼する場合があります。

(13) 環境への配慮

指定管理者は、指定管理の業務に当たっては、次のような環境への配慮に努めてください。

- ① 省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出抑制に努めること。
- ② 廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理に努めること。
- ③ 環境負荷の低減に配慮した物品の購入に努めること。
- ④ 温泉排水の近隣農地への影響を監視するため、排水口及びその周辺の水質検査を実施し、排水の適正管理に努めること。

(14) その他

- ① 夜間警備、防犯、防災対策について、危機管理マニュアル等を作成し、指導を行ってください。
- ② 自主事業を行う又は変更する場合は、事前に計画書を提出してください。
- ③ 指定管理者は、施設の管理を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできません。指定管理期間が終了した後も同様とします。

5 管理運営経費

さがら子生れ温泉の管理運営経費は、利用料金及び自主事業の収入によって賄うこととし、指定管理者による独立採算制で行ってください。運営に対する市からの補助又は赤字補てんは行いません。また、経済不況、病原菌の流行、災害、事故又は大規模改修工事等により施設を休館する場合において生じる休館中の経費等について市は負担いたしませんので、あらかじめご了承ください。

6 地域物産販売所

地域物産販売所は、さがら子生れ温泉の設置目的である「交流や地域の振興にも寄与すること」を目的として設置したものです。地元関係者と協議し営業方法や販売品目等の調整を行う等、地域住民が積極的に参加できる環境づくりに努めてください。

7 健康増進及び福祉向上に関する事業

これまで、さがら子生れ温泉では、障がい者の健康増進と福祉向上を目的として、障がい者割引を行っており、今後も同等の割引を実施していただきたいと考えております。指定管理者が独立採算で実施することを前提に、市民の健康増進と福祉向上を目的とする事業を御提案ください。

8 地域（市民）への貢献

さがら子生れ温泉は市民全般の利用を主体とした施設であり、市として、これまで以上に市民の施設利活用を推進していきたいと考えています。今後は市の事業や施設を地域行事等へ積極的に開放するなど、施設の設置目的を念頭に「地域（市民）への貢献」として事業を積極的に御提案ください。

9 指定管理者と牧之原市の責任分担

◎＝主たる責任、○＝従たる責任

項 目	指定管理者	牧之原市
運営の基本的考え方	◎	○ 条例・規則事項
物価変動及び金利変動	◎	
利用者の減少、需要見込みの誤り等による利用料金収入の変動	◎	
広報	◎	○※1
使用許可の受付・交付事務	◎	
施設の管理運営	◎	
施設内の物品管理	◎	
必要な消耗品の購入	◎	
什器備品の購入、管理及び修繕	◎	○ 備品の性質によっては協議とする
施設及び設備の修繕及び主体構造部等に係る改修等	◎ 提案金額（1箇所1工事につき）以下のもの。ただし、改修等は市の承認が必要※2	○ 提案金額（1箇所1工事につき）を越える場合※2
収益的事業に係る改修で主体構造部にかかわらない改修	◎ ただし改修等は市の承認が必要	
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）	◎	
不可抗力（自然災害、暴動その他甲乙いずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的現象）による施設・設備修復の復旧		◎
火災保険		◎
施設賠償保険	◎	
苦情対応	◎	
事故対応	◎	
上記のほか管理業務に要する経費	◎	
包括的管理責任		◎

※1 市広報等への掲載は、事前の調整が必要となります。

※2 金額は協議により変動するものとする。工事着手前に必ず市へ相談すること。

10 実地調査及び監査等

(1) 実地検査

市は、さがら子生れ温泉の管理及び運営を期するため、指定管理者に対し、その業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示ができるものとします。この調査の結果、業務内容が基準を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行い、改善が見られないときは、業務の停止、指定の取消しの措置を行う場合があります。

(2) 監査

市又は監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理運営業務に係る事務について監査を行う事とします。

11 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難であると判断した場合には、その指定を取り消すことができます。この場合、指定管理者は、協定書で定める違約金を市に支払うほか、市に生じた損害を賠償するものとします。

(2) 指定管理者の責めに帰さない事由による場合

災害その他の不可抗力等による場合は、事業の継続について市と指定管理者の間で協議を行い、その結果事業の継続が困難であると判断した場合は、市はその指定を取り消すことができます。

(3) その他

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかにしに報告しなければなりません。

12 申請資格要件

- (1) 申請時において静岡県内に本社、本店又は支店を有する法人その他の団体（指定管理者決定後、新たに法人化するものを含む）であること。
- (2) 温泉施設の運営に十分な知識を有し、指定管理の期間中において健全な運営が見込まれること。
- (3) 法人その他の団体又はその代表者及び役員が次の事項に該当しないこと。
 - ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
 - ⑤ 牧之原市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っている者
 - ⑥ 牧之原市税、消費税及び地方消費税等を滞納している者
- (4) 牧之原市議会議員、牧之原市長、牧之原市の行政委員会の委員又は行政委員が、経営又は運営に関与していないこと。

13 複数団体での共同申請

サービスの向上または効率的運営を図るうえで必要な場合は、複数の企業・団体での共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）による応募ができます。この場合、次の事項に注意してください。

- ア コンソーシアムの適切な名称を設定し、代表となる団体を選定してください。
ただし、静岡県外に拠点を置く団体を代表とすることはできません。また、申請書受付期間終了後の代表団体及び構成員等の変更は認めません。
- イ 該当コンソーシアムの構成員は、別のコンソーシアムの構成員となりまたは単独で申請することはできません。
- ウ コンソーシアムのすべての構成員が「12 申請資格要件」の（２）から（４）を満たしていること。

14 応募等のスケジュール

（１） 募集要項の配布

温泉会館の指定管理者募集要項を次のとおり配布します。

配布開始 令和 7 年 4 月 21 日（月）から

配布方法 市ホームページからダウンロードするものとする

（２） 現地説明会の開催

募集要項の内容、提出書類、業務の内容及び施設の概要等について、次のとおり説明会を開催します。

開催日時 令和 7 年 5 月 13 日（火） 午後 2 時から午後 4 時まで

開催場所 さがら子生れ温泉会館
（牧之原市西萩間 672 番地 1 Tel 0548-54-1126）

参加人員 各団体 2 名まで

申込方法 現地説明会参加申込書に必要事項を記入のうえ、5 月 9 日（金）午後 5 時（※時間厳守）までに牧之原市産業経済部観光課まで持参するか、F A X、メール、郵送（郵送の場合は最終日必着）で提出してください。

提出先 〒421-0592
静岡県牧之原市相良 275 番地（牧之原市役所相良庁舎）
牧之原市産業経済部 観光課
電話：0548-53-2623 F A X：0548-52-3772
メール：kanko@city.makinohara.lg.jp

（３） 質問書の受付

募集要項に関する質問を次のとおり受け付けます。なお、質問への回答は、書面にて行います。

受付期間 令和 7 年 5 月 14 日（水）午前 8 時 15 分から
令和 7 年 5 月 22 日（木）午後 5 時まで

受付方法 質問書に必要事項を記入し、牧之原市産業経済部観光課まで持参するか、F A X、メール、郵送（郵送の場合は最終日必着最終日必着）で提出してください。電話等口頭での質問は受け付けません。

提出先 （２）の現地説明会申込の提出先と同じ

回答期限 令和 7 年 5 月 29 日（木）

回答方法 質問者及び現地説明会参加者全員に F A X 又はメールにて回答します。また、回答書は市ホームページへ掲載します。

(4) 申請書の受付

申請書の受付を次のとおり行います。

受付期間 令和7年5月26日(月)から令和7年6月6日(金)まで

受付時間 午前8時15分から午後5時まで

ただし、土日祝祭日は除く。

受付方法 必要事項を記入のうえ、牧之原市産業経済部観光課まで持参または郵送(郵送の場合は最終日必着)で提出してください。

提出先 (2)の現地説明会申込の提出先と同じ

15 申請にかかる提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出してください。ただし、市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。また、提出書類の電子データについてにおいてもCD-R等電子媒体へ格納し、1部提出してください。

なお、コンソーシアムによる申請の場合、(4)から(7)の書類は構成員ごとに提出してください。

(1) 指定管理者申請書(様式第1号)

(2) 牧之原市さがら子生れ温泉に関する指定管理者事業計画書(様式)※

(3) 管理運営に関する収支計画書(様式)※

収支計画書は様式を基本としますが、提案にそぐわない場合は他の資料を添付いただいても結構です。3年分を作成し、提出してください。

(4) 当該団体の経営運営又は運営の状況等を明らかにする書類

(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

① 法人登記簿謄本(申請日前3箇月以内のもの)

② 定款(最新のもの)

③ 財産目録

④ 法人の事業経歴及び概要(パンフレット等)※

⑤ 法人の事業運営に関する基本的な考え方及び理念

⑥ 直近3箇年間の決算報告及び決算に関する財務諸表

⑦ 法人の役員名簿及び履歴書

(5) 牧之原市市税完納証明書(法人にあつては法人、法人以外の団体にあつては役員全員のもの)(市内事業者のみ提出)

(6) 消費税及び地方消費税の納税証明書(法人はその3の3、個人はその3の2)

(7) 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

(8) 市区町村が発行する身分証明書(役員全員のもの。※法人以外の団体のみ)

※…(2)牧之原市さがら子生れ温泉に関する指定管理者事業計画書、(3)管理運営に関する収支計画書、(4)④法人の事業経歴及び概要(パンフレット等)については、正本1部に加えて、副本11部の提出をお願いします。

16 応募に際しての留意事項

(1) 募集要項等の承諾

申請団体は、募集要項の記載内容を承諾した上で申請書類を提出するものとします。

(2) 接触の禁止

選定委員に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。

(3) 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。(牧之原市の指示による場合を除く。)

(4) 虚偽の記載をした場合の取り扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(6) 提出書類の著作権

申請団体が提出した書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、市は指定管理者の公表等必要な場合には、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。なお、申請団体が提出した書類は、指定管理者の指定に当って、審議に必要な範囲内において、市議会へ提示することができるものとします。

(7) 情報公開について

申請期間の経過後は、応募した全ての団体名を公開します。また、指定管理者の候補団体として選出された団体の提出書類（団体の信用情報は除く。）については、原則公開とします。

(8) 提案について

提案については、積極的にしていただいても結構ですが、指定管理者の候補団体として選定された団体の提出書類に記載されている提案の全てをそのまま採用するわけではありません。提案内容は尊重しますが、牧之原市と候補団体との協議により、施設の運営上必要と認められる部分について採用することとなります。

(9) 応募書類の取り扱い

提出された書類は返却しません。

(10) 応募の辞退

申請後、申請を辞退する場合は、必ず指定管理者参加辞退書を観光課に提出してください。

17 指定管理者の候補者の選定

牧之原市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年牧之原市条例第 111 号）、牧之原市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 18 年牧之原市規則第 1 号）の規定により、牧之原市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次に掲げる基本的な選定基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認められる法人等を指定管理者の候補者として選定します。

（１） 基本的な選定基準

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

（２） 具体的な審査方法

具体的な審査の方法等は、市が選定委員会と協議して詳細を決定しますが、概ね次のとおりとします。

- ① 選定委員会で説明していただく運営計画等は、明瞭性、実現可能性、的確性、提案性等を考慮し、具体的な評価項目及び配点を設け、総合点数方式で審査する。具体的な評価項目及び配点は、市が別に定める。
- ② 審査は、第一次審査、第二次審査の二段階審査を基本として次のとおり実施する。また、これ以外に審査が必要となった場合は追加して実施する。
ア 第一次審査 応募者の資格要件及び関係書類の審査
イ 第二次審査 聴き取り、プレゼンテーション等の実施

（３） 指定管理者の候補者は、選定委員会の審査による選定結果の答申に基づき、市長が選定します。

（４） 選定結果の通知及び公開

- ① 選定の結果は、令和 7 年 7 月中旬を目途に応募者全員に通知します。
- ② 選定の結果は、牧之原市ホームページ等において公開します。

（５） 選定結果通知後の辞退は、理由の如何に問わず認められない。万一、辞退した場合は、市が被った損害に対して、損害賠償を求めることがあります。

18 指定管理者の指定

市長は、選定した指定管理者の候補者について、議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者として指定することができるものであり、現在のところ牧之原市議会 9 月定例会へ指定管理者の指定に関する議案を上程する予定です。議決後、市長が指定管理者に対して指定の通知及び告示を行います。

19 指定管理者の選定及び指定の取消し

市は、指定管理者の選定結果通知及び指定通知後から指定管理運営開始前までの期間に、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補者の選定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。

なお、市に損害が生じた場合は、指定管理者等が賠償するものとします。

(1) 牧之原市議会において、指定に関する議案が否決されたとき

なお、この場合においては、指定管理者の候補者が指定に関し、要した費用等について市は一切の補償を行いません。

(2) 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき、又は著しく社会的に重大な過失等があり、指定管理者等として適当でないと認められるとき

(3) 指定管理者等の資金事情の悪化等により、運営の履行が確実にないと認められるとき

(4) 指定管理者等が提出した書類に虚偽に記載があることが判明したとき

(5) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき

(6) その他、指定管理者等として著しく不適当と認められる事情が生じたとき

20 指定管理業務に係る協定の締結

指定管理者の指定後に、市と指定管理者は、指定管理業務に関し指定管理期間中の包括的な事項を定めた協定を締結します。また、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議することとします。

なお、指定管理者が法人等のグループである場合は、協定の締結時に構成員全員の同意書を提出してください。

21 その他の事項

(1) 指定期間の終了若しくは指定の取り消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力していただきます。

(2) 協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市及び指定管理者双方が誠意をもって協議するものとします。

【問い合わせ】

〒421-0592 牧之原市相良 275 番地

牧之原市産業経済部 観光課

電話番号 0548-53-2623 (直通)

FAX番号 0548-52-3772

メールアドレス kanko@city.makinohara.lg.jp

○牧之原市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成17年10月11日

条例第111号

(趣旨)

第1条 この条例は、市が設置する公の施設（以下「施設」という。）を地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるため、指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募する。

- (1) 施設の概要
- (2) 申請受付期間（次条において「申請期間」という。）
- (3) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (4) 申請の資格及び方法
- (5) 指定管理者が行う管理の基準及び管理業務の範囲
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長が定める申請期間内に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 管理業務に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 当該団体の経営又は運営の状況を明らかにする書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(選定方法等)

第4条 市長は、前条の規定に基づく申請書等の提出があったときは、次に掲げる選定基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認められる団体を指定管理者の候補者として選定する。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(公募によらない選定)

第5条 市長は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮するときは、第2条の規定によらず、本市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、前条各号に掲げる基準に照らして総合的に判断する。

(指定)

第6条 市長は、第4条及び前条により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定する。

2 市長は、指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を当該候補者に通知する。

(協定の締結)

第7条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (4) 本市が支払うべき管理費用に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第8条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 第6条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理業務の停止について準用する。

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後40日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度途中において前条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して20日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況
- (3) 管理経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

(原状回復の義務)

第11条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく、施設の設備及び備品等を現状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第12条 指定管理者は、その管理する施設の設備及び備品等を損傷し、若しくは滅失し、又は前条に規定する原状回復の義務を怠ったときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(個人情報の取扱い)

第13条 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって知り得た個人情報（以下この条において「保有個人情報」という。）を取り扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止など保有個人情報の適切な管理のため、第7条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又は管理する公の施設の業務に従事している者（以下この項において「従事者」という。）は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

○牧之原市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行
規則

平成18年 3 月23日

規則第 1 号

改正 平成28年 3 月31日規則第16号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、牧之原市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年牧之原市条例第111号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(募集の方法)

第 2 条 市長は、条例第 2 条の規定による公募については、広報紙への掲載その他の方法により一般に周知させるものとする。

(指定の申請)

第 3 条 条例第 3 条の規定による申請をしようとする団体は、指定管理者申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(指定の承認)

第 4 条 条例第 6 条第 2 項の規定による通知は、指定管理者指定通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

(指定の取消し等)

第 5 条 条例第 9 条の規定による指定の取消又は管理業務の停止は、指定管理者指定取消書（様式第 3 号）又は指定管理者管理業務（全部・一部）停止命令書（様式第 4 号）による。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日規則第16号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

○牧之原市さがら子生れ温泉会館条例

平成17年10月11日

条例第127号

改正 平成20年 3月28日 条例第 6号

令和 2年12月24日 条例第32号

令和 7年 3月25日 条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、指定管理者制度の実施に当たって、牧之原市さがら子生れ温泉会館の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市民の健康増進、福祉の向上、交流及び地域の振興を図るため、牧之原市さがら子生れ温泉会館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 牧之原市さがら子生れ温泉会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 牧之原市さがら子生れ温泉会館

(2) 位置 牧之原市西萩間672番地 1

(指定管理者による管理)

第4条 牧之原市さがら子生れ温泉会館（以下「温泉会館」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者の指定手続等に関しては、牧之原市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年牧之原市条例第111号）による。

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、この条例の規定に従い、施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 温泉会館の利用の許可に関する業務

(2) 温泉会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、温泉会館の運営に関して市長が必要と認める業務

(開館時間)

第7条 温泉会館の開館時間は、午前10時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第8条 温泉会館の休館日は、毎月第2火曜日とし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)

第9条 温泉会館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受

けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 温泉施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、温泉会館の管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) 温泉会館を利用する者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(2) 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、温泉会館の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により、利用者が損害を受けることがあっても、指定管理者はその責めを負わない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、温泉会館の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第12条 利用者は、その利用が終わったとき、又は第10条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(入館料及びその他の料金)

第13条 利用者は、温泉会館の入館に係る料金（以下「入館料」という。）を指定管理者へ納付しなければならない。

2 入館料は、別表に定める利用時間及び金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。入館料の額を変更しようとするときも同様とする。

3 個室、家族風呂等の料金（以下「その他の料金」という。）は、市長の承認を得て、指定管理者が定めることができる。

4 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、施設の利用時間の制限を設けることができる。

(割引制度)

第14条 指定管理者は、利用者の利便を図るため、市長の承認を得て、割引制度を設けることができる。

(利用料金の収入)

第15条 市長は、指定管理者に入館料及びその他の料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させる。

（利用料金の不還付）

第16条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により温泉会館を利用できないときは、利用料金を還付することができる。

（損害賠償の義務）

第17条 利用者は、故意又は過失により温泉会館の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の日の前日までに、合併前の相良町さがら子生れ温泉会館の設置及び管理に関する条例（平成16年相良町条例第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月28日条例第6号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月24日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月25日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第13条関係）

区分	利用時間及び金額
大人	1回 4時間以内 1,000円を上限とする。
小人	1回 4時間以内 500円を上限とする。

備考

1 小人は、小学生以下をいう。

2 利用時間を超えた場合の入館料は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、当該金額の1時間相当額を割増徴収する。徴収金額に10円未満の金額がある場合は、切り捨てる。